静岡県告示第695号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の規定により告示する。

令和7年10月31日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 静岡市葵区梅ヶ島字桂ノ久保1324・字ロクロギ1325の1・1342の1・1342の3 (以上4筆について次の 図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)